

「北本市空き家等改修」の補助金 手続きフロー

申請者

市

改修補助金の対象となるか確認

「北本市空き家等改修補助金」判定フローで補助金の対象となるか確認してください。
※補助の対象となるか事前に、窓口か電話でお問い合わせください。

リフォーム会社等に改修相談・見積り

※補助金の対象にならなくなりますので**工事の着手はしないでください。**

交付申請の必要書類準備

「交付申請書の添付書類チェックリスト」で必要書類を確認してください。

「北本市空き家等改修補助金交付申請書」提出

※申請書と添付書類を窓口にお持ちいただくか郵送でお送りください。郵送の場合は事前にお問い合わせ先にご連絡ください。

「北本市空き家等改修補助金交付決定通知書」の送付

申請書の内容等を確認して、対象となる場合は交付決定通知書を郵送します。
※郵送前に電話で交付決定日を連絡します。
(窓口でのお渡しもできますので、その場合はご連絡をお願いします。)

改修工事着手

交付決定日以降に**工事着手してください。**

改修工事完成

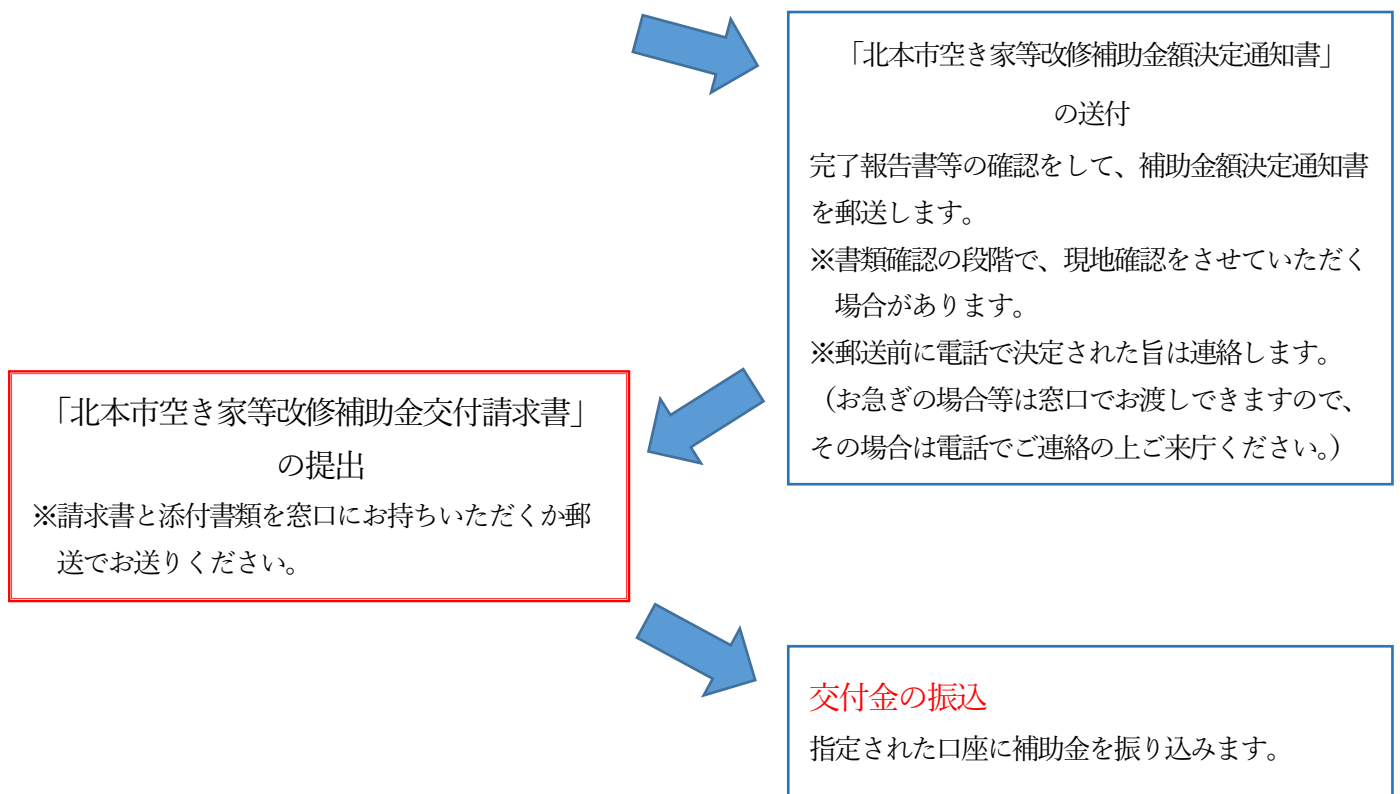
完了報告の必要書類準備

「完了報告書の添付書類チェックリスト」で必要書類を確認してください。

「北本市空き家等改修補助対象工事完了報告書」の提出

※報告書と添付書類を窓口にお持ちいただくか郵送でお送りください。
※**工事完了後1カ月以内に提出してください。**

「次ページにつづく」



※工事の内容が変更となった場合や中止となった場合等は、このフローにない手続きが必要となりますので、下記のお問い合わせ先にご連絡ください。

お問い合わせ先

都市計画政策課 営繕・住宅担当

住所 〒364-8633 北本市本町1丁目111番地

TEL 048-594-5574